就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
＜見直しの対象外となる場合①＞

別添資料①

①令和５年４月以前に指定を受けた事業所

令和５年４月以前に指定を受けた事業所は、「令和６年３月の基本報酬区分」から「令和６年４月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合は、令和８年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。

①令和５年４月以前に指定を受けた場合

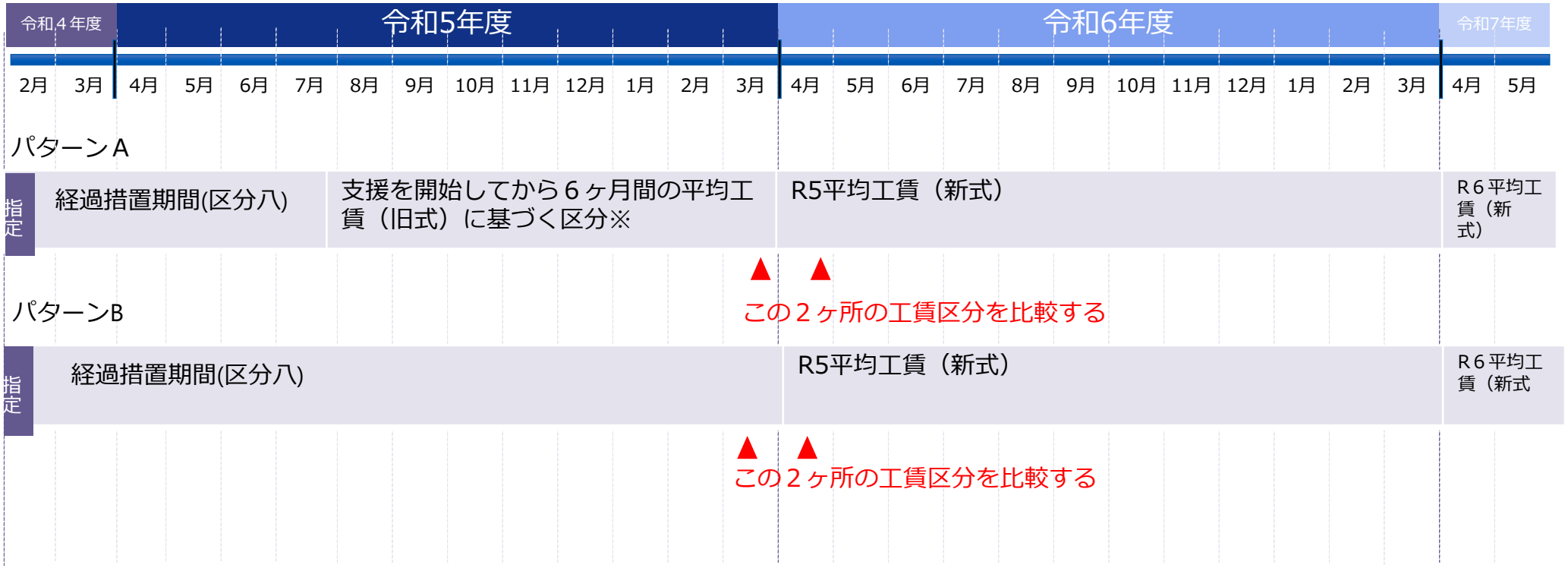

※　支援を開始してから任意の６ヶ月間とできる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
＜見直しの対象外となる場合②＞

別添資料①

②令和５年５月から令和６年３月までに指定を受けた事業所
指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。
（経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない（区分八）場合は、令和８年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。）

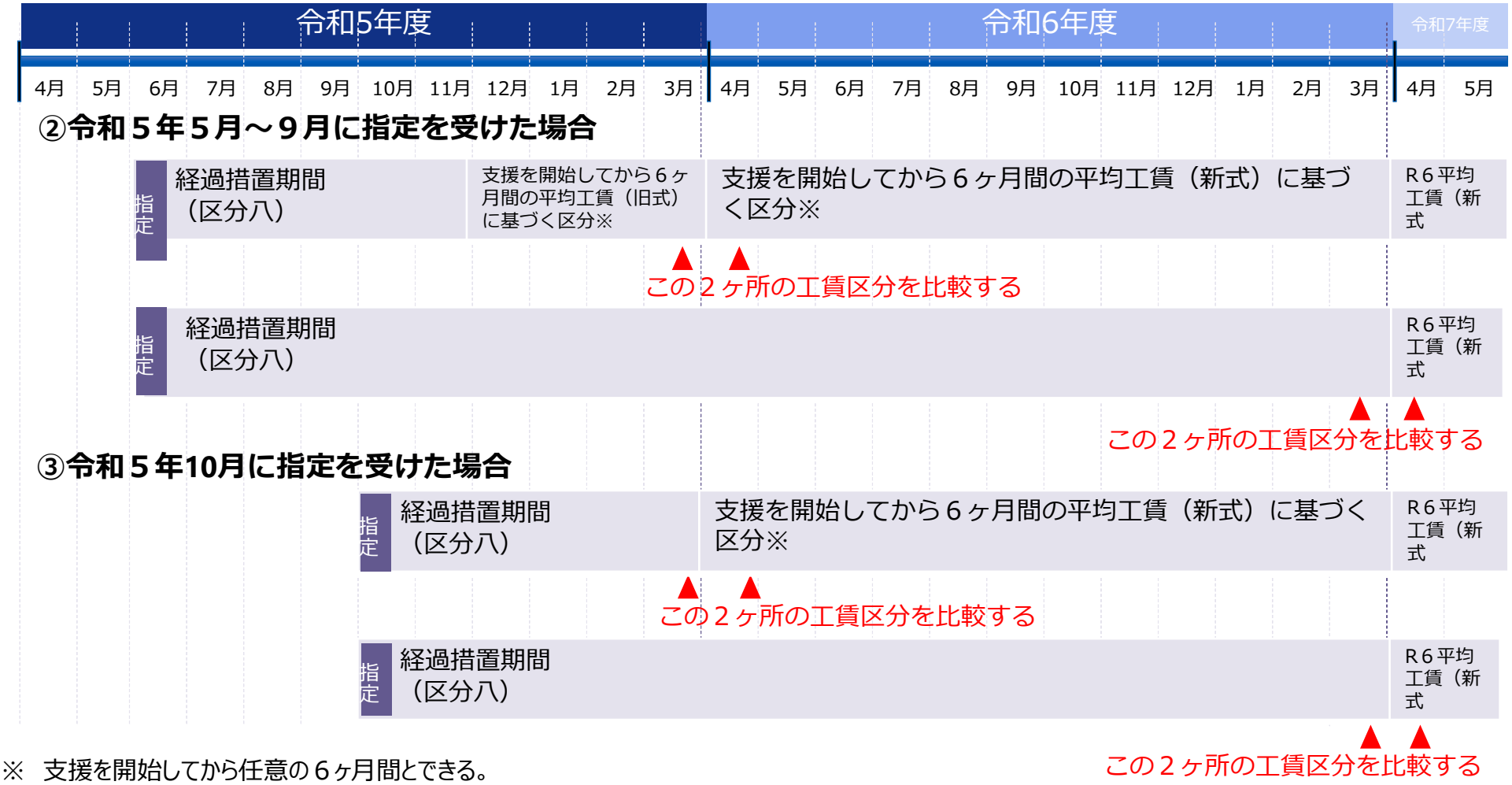

※　支援を開始してから任意の６ヶ月間とできる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
＜見直しの対象外となる場合③＞

別添資料①

②令和５年５月から令和６年３月までに指定を受けた事業所
指定を受けた月や区分八が適用される経過措置期間によって比較する月が異なるため、下図を参照すること。
（経過措置対象の最終月の翌月の基本報酬区分が変わらない（区分八）場合は、令和８年度改定における基本報酬区分の基準の見直しの対象外となる。）

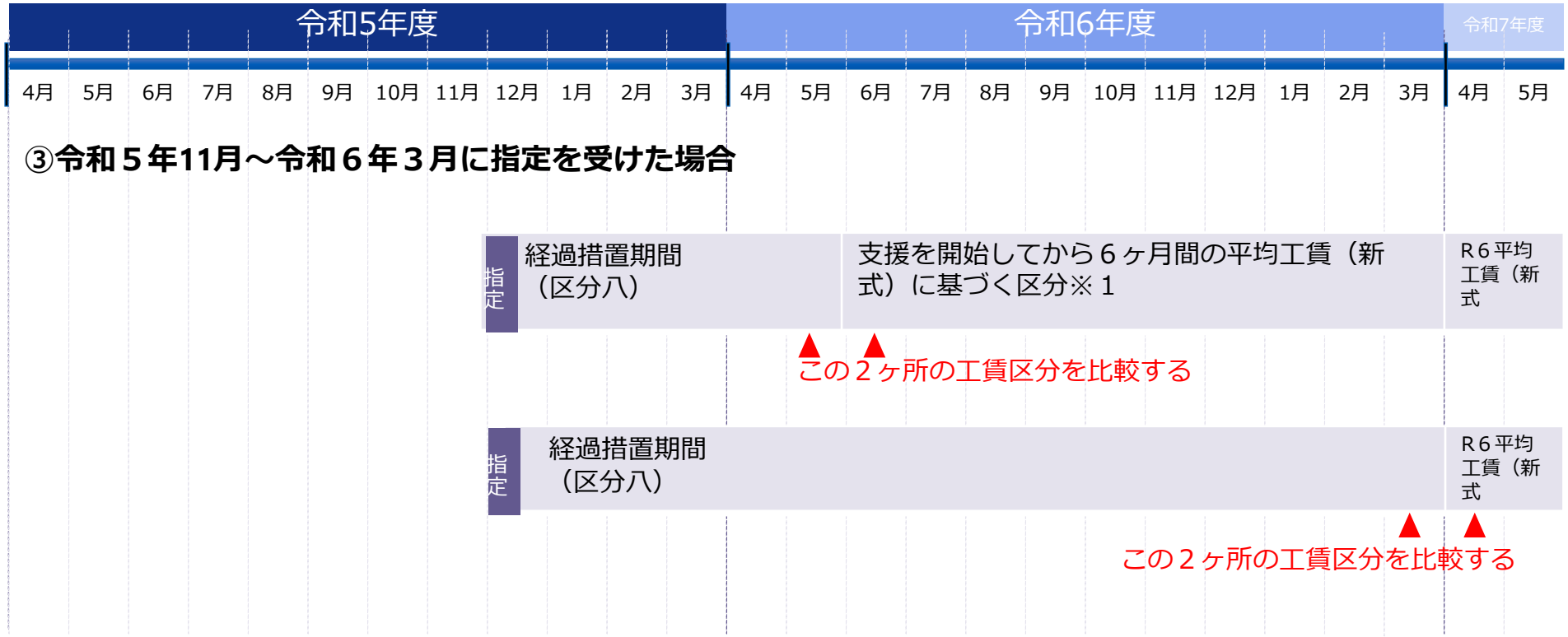

※１　支援を開始してから任意の６ヶ月間とできる。
※２　令和６年４月以降に指定を受けた場合、見直しの対象となる。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
＜指定権者における届出時の確認の流れ＞

別添資料②

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しは令和８年６月施行となるため、当該見直しに係る届出は令和８年６月中に行うことが基本であるが、事業所・自治体における事務処理負担軽減のため、令和８年４月に、「令和８年４月・５月分」及び「令和８年６月以降分」の届出書を同時に提出させることとしても差し支えない。その際の具体的な流れは以下のとおりを想定している。

令和８年度

4月

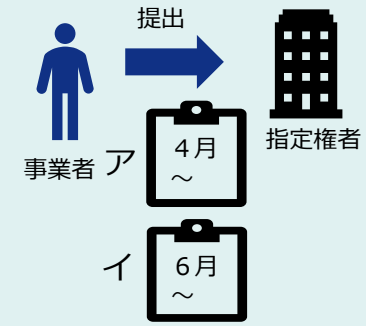

基本報酬区分が就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)･(Ⅱ)･(Ⅲ)の就労継続支援B型事業所は、令和８年４月15日までに、以下ア・イを提出する。

ア　**現行の報酬区分**に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和８年４月･５月分）

イ　**見直し後の報酬区分**に基づく、基本報酬区分に関する届出書（令和８年６月以降分）

ただし、以下に該当する事業所は、**イの提出は不要。該当することが分かる根拠書類**を提出する。

①　令和７年度平均工賃月額が**１万５千円未満**（アの報酬区分が**区分七または八**）の場合

②　**令和６年度改定前後で区分が変わらない又は下がっている**場合
《比較する月は、指定を受けた時期によって異なる》
・令和５年４月以前に指定を受けた事業所
⇒「令和６年３月の基本報酬区分」から「令和６年４月の基本報酬区分」が変わらない又は下がっている場合
・令和５年５月から令和６年３月までに指定を受けた事業所
⇒参考資料①により、比較する月を確認すること。

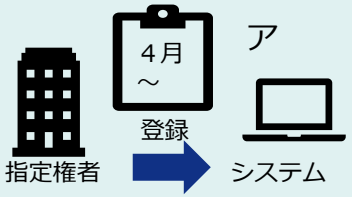

指定権者は、事業所から提出された**アに基づき、事業所台帳に登録する**。

6月

指定権者は、事業所から提出された**イに基づき、事業所台帳に再登録**する。

また、**イの提出が不要の事業所については、根拠書類を確認**する。

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
参考：システム上の取扱い①

別添資料②の参考

システムにおける就労継続支援Ｂ型の基本報酬の算定区分は、令和８年６月算定分から、現行（左表）から、改正後（右表）へ切り替わる。

具体的には、以下のとおりとなる。

・現行で**【（一）～（六）】と表示されていた区分**は、**【（Ｒ８改定対象外）（一）～（六）】の区分**に自動で切り替わる

・現行の**【（七）～（九）】の区分**については、**変更なし**

・**【（Ｒ８改定対象）（一）～（Ｆ）】の区分**が**新設**される

現行		令和８年６月以降	
（一）　４万５千円以上	自動で切り替わる →	（Ｒ8改定対象外）（一）　４万５千円以上	従前の区分
（二）　３万５千円以上４万５千円未満		（Ｒ8改定対象外）（二）　３万５千円以上４万５千円未満	
（三）　３万円以上３万５千円未満		（Ｒ8改定対象外）（三）　３万円以上３万５千円未満	
（四）　２万５千円以上３万円未満		（Ｒ8改定対象外）（四）　２万５千円以上３万円未満	
（五）　２万円以上２万５千円未満		（Ｒ8改定対象外）（五）　２万円以上２万５千円未満	
（六）　１万５千円以上２万円未満		（Ｒ8改定対象外）（六）　１万５千円以上２万円未満	
（七）　１万円以上１万５千円未満	変更無し →	（七）　１万円以上１万５千円未満	改定なしの区分
（八）　１万円未満		（八）　１万円未満	
（九）　なし（経過措置対象）		（九）　なし（経過措置対象）	
	新設 →	（Ｒ8改定対象）（一）　４万８千円以上	Ｒ８改定後の区分
		（Ｒ8改定対象）（Ａ）　４万５千円以上４万８千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（二）　３万８千円以上４万５千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（Ｂ）　３万５千円以上３万８千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（三）　３万３千円以上３万５千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（Ｃ）　３万円以上３万３千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（四）　２万８千円以上３万円未満	
		（Ｒ8改定対象）（Ｄ）　２万５千円以上２万８千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（五）　２万３千円以上２万５千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（Ｅ）　２万円以上２万３千円未満	
		（Ｒ8改定対象）（六）　１万８千円以上２万円未満	
		（Ｒ8改定対象）（Ｆ）　１万５千円以上１万８千円未満	

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
※参考：システム上の取扱い②

別添資料②の参考

システムの変更に伴い、
- **見直し対象となる事業所**は、令和８年６月以降は**新設される区分が適用**されるため、区分変更の届出が必要となる。
- **見直し対象外となる事業所**は、令和８年６月以降は基本報酬区分の表示が、自動的に「Ｒ８改定対象外」と記載された区分に切り替わるため、**変更届出は不要**。（指定権者は、見直し対象外の事業所であることが分かる根拠書類を確認する。）
- **工賃が１万５千円未満の事業所**は、令和８年６月以降は区分変更がないため、**区分変更の届出は不要**。（指定権者は１万５千円未満の事業所であることを確認する。）

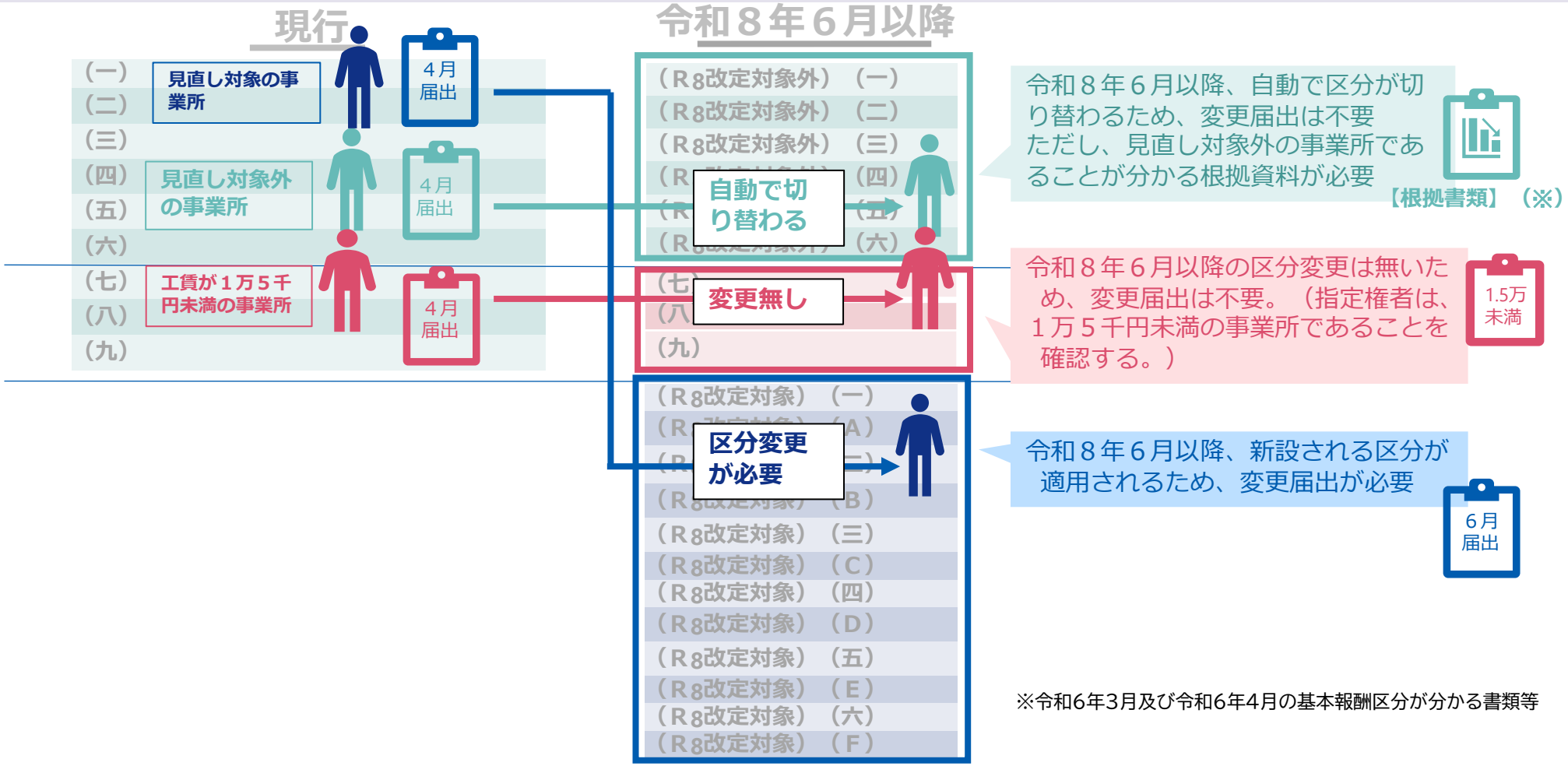

※令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて
＜指定権者における運営指導時など年度途中の確認の流れ＞

別添資料③

＜運営指導等における確認のイメージ＞

事業所の基本報酬区分が

○ **【Ｒ８改定後の区分一覧】【改定なしの区分】** の場合
⇒ 平均工賃月額と齟齬がないかのみ確認する
（Ｒ８改定の対象であることの確認は**不要**）

○ **【従前の区分】** の場合
⇒ 平均工賃月額と齟齬がないか確認するとともに、
Ｒ８改定の対象外となる要件とその根拠書類（※）を確認する

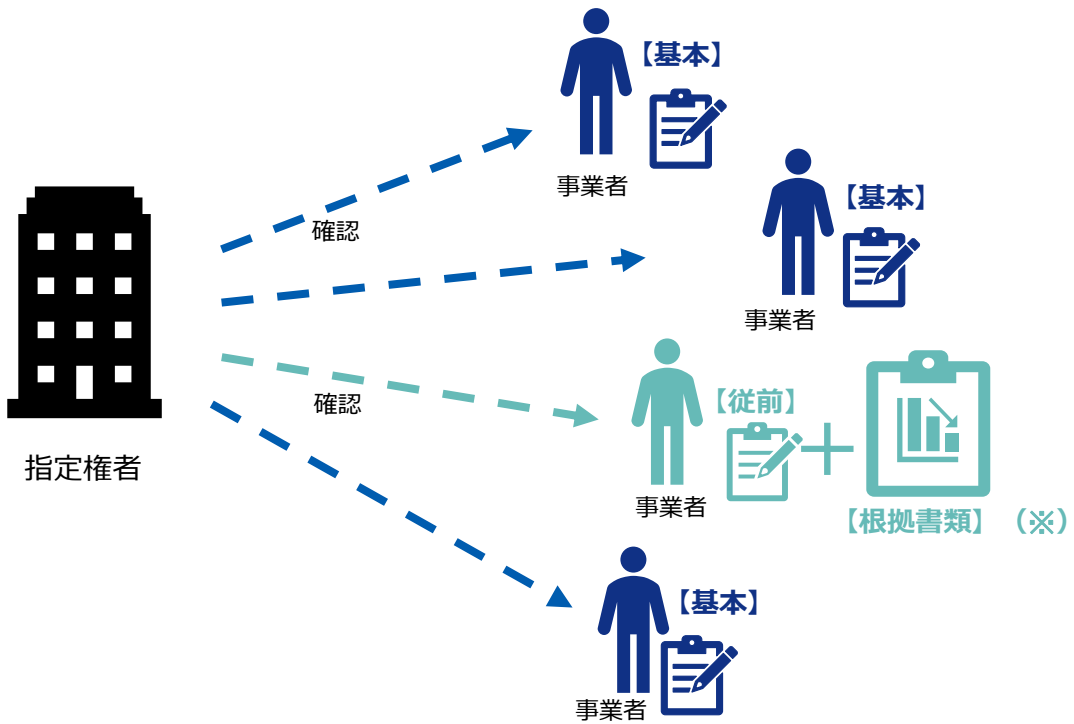

※令和6年3月及び令和6年4月の基本報酬区分が分かる書類等

Ｒ８改定後の区分一覧

【基本区分】

（R8改定対象）（一）	４万８千円以上
（R8改定対象）（A）	４万５千円以上４万８千円未満
（R8改定対象）（二）	３万８千円以上４万５千円未満
（R8改定対象）（B）	３万５千円以上３万８千円未満
（R8改定対象）（三）	３万３千円以上３万５千円未満
（R8改定対象）（C）	３万円以上３万３千円未満
（R8改定対象）（四）	２万８千円以上３万円未満
（R8改定対象）（D）	２万５千円以上２万８千円未満
（R8改定対象）（五）	２万３千円以上２万５千円未満
（R8改定対象）（E）	２万円以上２万３千円未満
（R8改定対象）（六）	１万８千円以上２万円未満
（R8改定対象）（F）	１万５千円以上１万８千円未満

改定なしの区分

（七）	１万円以上１万５千円未満
（八）	１万円未満
（九）	なし（経過措置対象）

従前の区分一覧

【従前区分】

（R8改定対象外）（一）	４万５千円以上
（R8改定対象外）（二）	３万５千円以上４万５千円未満
（R8改定対象外）（三）	３万円以上３万５千円未満
（R8改定対象外）（四）	２万５千円以上３万円未満
（R8改定対象外）（五）	２万円以上２万５千円未満
（R8改定対象外）（六）	１万５千円以上２万円未満